

平成30年第1回臨時会（4月27日開会・閉会）

## 飯綱町議会 会議録

平成30年第1回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 ( 4月27日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告、質疑	8
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○町長あいさつ	29
○閉議及び閉会の宣告	29
○会議録署名	31

飯綱町告示第48号

平成30年第1回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年 4月24日

飯綱町長 峯村勝盛

- 1 期 日 平成30年 4月27日
- 2 場 所 飯綱町役場 議場
- 3 付議案件
  - (1) 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
  - (2) 平成29年度飯綱町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の報告について
  - (3) 平成29年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告について
  - (4) 平成29年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告について
  - (5) 平成29年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について
  - (6) 平成29年度飯綱町病院事業会計予算繰越計算書の報告について
  - (7) 平成30年度飯綱町一般会計補正予算(第1号)
  - (8) 平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)
  - (9) 損害賠償の額の決定について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	青 山 弘
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	大 川 憲 明
15番	清 水 満		

不応招議員（なし）

平成30年第1回飯綱町議会臨時会

( 第 1 号 )

## 平成30年第1回飯綱町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成30年4月27日（金曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 5号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第 6号 平成29年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について

報告第 7号 平成29年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について

報告第 8号 平成29年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について

報告第 9号 平成29年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について

報告第10号 平成29年度飯綱町病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 4 議案第36号 平成30年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第37号 平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第38号 損害賠償の額の決定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	青山 弘
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	大川 憲明
15番	清水 満		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	合津 俊雄
教 育 長	馬島 敦子	総 務 課 長	原 章胤
税務会計課長	馬島 豊	保健福祉課長	山浦 克彦
産業観光課長	土屋 龍彦	建設水道課長	森 佳也
飯綱病院事務長	大川 和彦		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	高橋 吉人	事 務 局 書 記	荒井 智雄
---------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水満） 皆さんおはようございます。

合津副町長さんには、就任初の臨時議会でございます。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

また、議員の皆さんには住民目線で十分なご議論を期待しております。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成30年第1回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 平成30年第1回飯綱町議会臨時会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多用の中、第1回臨時会の招集を申し上げましたところ、定刻までにご参集賜り厚くお礼申し上げます。

今年は春の訪れが早く、りんごや桃の生育は例年より1週間から10日ぐらい進んでいると思われまふ。遅霜などの被害が出ないよう願っておりますが、しばらくは心配の日々が続く季節でもあります。

さて、本臨時議会には、税条例等の一部改正の専決処分の報告、平成29年度一般会計補正予算の専決処分の報告、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算など特別会計補正予算3件の専決処分の報告、平成29年度飯綱病院事業会計予算繰越計算書の報告など報告事項で6件、平成30年度一般会計補正予算、平成30年度スキー場事業特別会計補正予算、損害賠償額の決定



に関するものなど議案で3件提案申し上げております。

それぞれの案件につきましては、提案説明の折に詳しくご説明申し上げますが、私からスキー場関係につきまして現状の見込みについて申し上げたいと存じます。

今回の一般会計の補正予算はスキー場事業特別会計への繰出金のみであり、その額は620万4千円であります。スキー場事業特別会計ではそれを受けて、リフト、オーロラ等の電気料、また、スキー場譲渡に向けて不動産鑑定費用等に充当するものであります。

今後の予定としては、スキー場、ゴルフ場の最低譲渡価格を決定し、その後に公募し、適当と思われるところと契約していくこととなります。当然ではありますが、どこと契約していくかは金額だけではなく、スキー場等の経営方針や従来の従業員や地域との関わりなど、総合的に判断した上でのことだと思っております。

議会の議決を必要とし、町民にとりましても大きな関心事項でもあります。十分な説明をするとともに、長年の懸案事項の解決を図っていきたいと希望しております。正式契約は7月頃を予定しておりますが、スキー場の引渡しは、ナイター照明工事やスノーマシンパイプの復旧など終了する10月頃かと推測しております。

ゴルフ場につきましては、指定管理に出しており、オーガニックリゾートと協議を進めております。今シーズンのゴルフ場経営はオーガニックリゾートにやっていただきますが、来年度どうするかについては、ご相談させていただいております。いずれにしましても、スキー場とゴルフ場をセットにした方向で話が進むと思っております。

飯綱東高原は、町にとって大きな代表的な観光地であると思っております。温泉もあり、キャンプ場もゴルフ場もスキー場も、湖があり、ボートや釣りもでき、テニスやマレットもでき、ウォーキングコースや大きな芝広場もある。そして、それらの施設が極めて近距離にコンパクトに存在している。県内でもあまり類のない素晴らしい観光地であります。

飯綱東高原エリア研究会からも、東高原の魅力を再認識し、地域資源を生かした観光の振興を提案されております。今回のスキー場問題に対する対応が、新たな東高原の観光振興に繋がって欲しいと願っております。

議員各位には一層のご理解とご指導を願うものであります。

結びに、本臨時議会にご提案申し上げました、全ての案件について十分にご審議をいただき、原案どおりのご決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水満） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定によって、13番、原田重美議員、14番、大川憲明議員、1番、清水均議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（清水満） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。原田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田重美 登壇〕

○議会運営委員長（原田重美） 13番、原田重美でございます。

本日招集されました、平成30年第1回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（清水満） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

### ◎諸般の報告、質疑

○議長（清水満） 日程第3、諸報告に入ります。

報告第5号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定による報告でございます。説明を求めます。馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇・説明〕（報告第5号）

○税務会計課長（馬島豊） それでは報告第5号、飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書1ページをご覧くださいと思います。

報告第5号、飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。平成30年4月27日提出、飯綱町長、峯村勝盛。  
議案提案説明書の1ページをご覧ください。

1、改正理由、地方税法等の一部の改正に伴い改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税については、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しを行うものでございます。

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる。平成33年からの施行でございます。

固定資産税につきましては、固定資産税等、土地の負担調整、括弧評価替えの現行の仕組み

を3年間延長するものでございます。税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について、引き続き検討を行います。

また、たばこ税につきましては、税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げを行います。加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものでございます。

地方税の電子化につきましては、平成31年10月1日から共通電子納税システム、共同収納の導入を行うものでございます。

専決処分日、平成30年3月30日、施行期日、平成30年4月1日、関係法令につきましては、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第3号によるものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊ですが、今説明いただきましたが、個人住民税の改正内容について、住民にとってどのような影響が出るのか詳しい説明をお願いします。

○議長（清水満） 馬島税務会計課長。

〔税務会計課長 馬島豊 登壇〕

○税務会計課長（馬島豊） 給与所得控除の見直しということで、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円、この195万円につきましては、振替に伴う10万円の引き下げ分を含んでおりますが、給与所得控除の関係が引き下げられるということと、基礎控除の10万円を引き上げるということでございますが、これに伴い課税される金額が、現時点では33万円の控除ですが、10万円を引き上げるとすることで基礎控除10万円多く行われるということでございますので、それによって税率を掛けて出す税金が10万円の影響により減少するというところでございます。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（清水満） 報告第6号 平成29年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について、報告第7号 平成29年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、報告第8号 平成29年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、以上3件は地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号の規定による報告案件であります。

報告第9号 平成29年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号及び第7号の規定による報告案件でございます。

一括して説明を求めます。

なお、質疑は報告ごとに行います。

はじめに原総務課長、報告第6号の説明をお願いします。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（報告第6号）

○総務課長（原章胤） それでは、報告第6号、平成29年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

報告書並びに議案の提案説明書1ページ下段をご覧くださいと思います。

この専決処分につきましては、例年行っております会計年度末におきます一般会計の繰出金、それと介護保険、農集排、公共下水道事業の特別会計における繰入金の精算でございます。

一般会計の繰出金額、5,149万6,000円を減額いたしまして、総額を予備費に充当するものでございます。専決処分日は平成30年3月30日で、町長の専決処分事項に関する条例第4号に該当いたします。よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 次に山浦保健福祉課長、報告第7号の説明をお願いします。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（報告第7号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 報告第7号について説明をいたします。

提案説明書の2ページの上段をご覧ください。

補正額の概要について、平成29年度飯綱町介護保険事業会計特別会計補正予算（第3号）で

すが、補正前の予算額、13億2,977万6,000円。今回の補正により、7,250万円を減額し、補正後の予算額、12億5,727万6,000円を専決処分したものです。

主な補正内容は、歳入では支払基金交付金の確定により4,000万円の減額、歳入介護給付費繰入金1,800万円、介護給付費準備基金繰入金1,450万円を減額したものです。

歳出では、保険給付費における居宅介護サービス給付費4,250万円と地域密着型介護サービス給付費3,000万円、合計7,250万円を減額するものです。

専決処分日は、平成30年3月30日、関係法令は地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号によるものです。以上、ご審議をお願いします。

○議長（清水満） 次に森建設水道課長、報告第8号と9号の説明をお願いします。

〔建設水道課長 森佳也 登壇・説明〕（報告第8号・第9号）

○建設水道課長（森佳也） 平成29年度飯綱町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告をいたします。

提案説明書の2ページの下段をお願いいたします。

補正前の予算額、3億8,415万8,000円。補正予算額、1,846万2,000円の減額。補正後の予算額、3億6,569万6,000円です。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で36万5,000円、使用料及び手数料で169万3,000円、諸収入等で7万6,000円の増額です。一般会計繰入金で1,949万6,000円の減額、起債借入で110万円の減額です。

歳出は、農業集落排水事業費で402万円、排水処理施設管理費で1,444万2,000円の減額です。

専決処分日は、平成30年3月30日、関係法令は地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号です。よろしくをお願いいたします。

続きまして、平成29年度飯綱町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分をお願いいたします。

提案説明書の3ページの上段をお願いします。

最初に説明書の訂正をお願いいたします。括弧1の歳入の欄に財産収入とありますが、起債借入ですので財産収入ではなくて起債ということをお願いいたします。

補正前の予算額、3億2,813万円。補正予算額、1,327万6,000円の減額です。補正後の予算額、3億1,485万4,000円です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料で430万1,000円の増額、分担金及び負担金で142万7,000円、国庫支出金165万円、起債借入50万円、一般会計繰入金1,400万円をそれぞれ減額いたしました。

歳出の主なものは、総務管理費で497万円、処理場管理費で639万6,000円、管渠維持管理費で490万円、管渠建設費で200万円、それぞれ減額いたしました。下水道基金に499万円を増額いたしました。

専決処分日は、平成30年3月30日、関係法令は地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号及び第7号です。よろしくをお願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、報告第6号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（清水満） 報告第7号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（清水満） 報告第8号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（清水満） 報告第9号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（清水満） 続きまして報告第 10 号 平成 29 年度飯綱町病院事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による報告案件であります。

説明を求めます。大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（報告第 10 号）

○病院事務長（大川和彦） 報告第 10 号、平成 29 年度飯綱町病院事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。

議案の提案説明書 3 ページの下段をご覧ください。

繰越額は 5,650 万円でございます。財源内訳は企業債が 5,000 万円、過年度損益勘定留保資金が 650 万円でございます。

概要につきましては、ロータリー改修工事の工事請負費及び監理委託費でございます。

関係法令につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項でございます。

繰り越す理由でございますが、駐車場本体工事と同時竣工の予定で進めてまいりましたが、工事内容の変更がございまして、それに伴う工期延長となりました。工事内容につきましては、ロードヒーティングの敷設関係、それから植栽の時期の関係がございまして延長となったものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

---

#### ◎議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 4、議案第 36 号 平成 30 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）を



議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 36 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 36 号、平成 30 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）をご説明申し上げます。議案の提案説明書の 4 ページ上段をご覧くださいと思います。

補正の概要でございますが、当初予算額に 620 万 4,000 円を増額いたしまして、補正後予算総額を 76 億 7,620 万 4,000 円にするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入につきましては繰越金でございます。

歳出につきましては、7 款、商工費、3 目、観光費の一般観光費の繰出金を 620 万 4,000 円増額いたしまして、全てスキー場事業特別会計へ繰り出すものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 9 番、伊藤まゆみです。先ほど町長のあいさつの中で、この繰出金はスキー場を売却していくための手続きも含めながら、この 4 月から掛かっている電水光熱費というご説明がありました。

その中で、不動産の鑑定も含めてというところで、ゴルフ場の鑑定もされていくということですが、ゴルフ場は今、オーガニックリゾートに指定管理をお願いしているわけですが、この指定管理の期間がまだ残っている中で、今年はオーガニックリゾートで管理運営をしていただくけれども、後は今、相談中だというお話でございました。

その辺の方向、感触をもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。

既にオーガニックリゾートさんとは打合せを 1 回、トップで行いました。まだ契約が残って

いる時点での今回の話ですので、指定管理を受けているオーガニックリゾートさんは、十分検討させていただきたいという話でございましたけれども、スキー場を絡めた町の状況についてもご理解をいただいているように感じられましたけれども、今後、オーガニックさんと詰めていって、両者にとって納得ができる方向で解決を図っていきたいと思っております。

いずれにしても、ゴルフ場自体の物件の移動は来年の4月以降になると思われま

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊ですが、今の関連ですが、今までの経過からしますと、このスキー場の売却をやっていく。13社ほどあったが可能性のある2社と話しをしていく。そういう中で、ゴルフ場の売却というのは、業者の方から出た話なのか、それとも町の方からの提案なのか、その辺のいきさつをお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ゴルフ場の問題については、今後買収をしたい、またはスキー場経営に参画をしたいという方からの希望でございます。

それによって町が今動いているわけですが、ただし、こちらから積極的にゴルフ場もどうですか、持って行ってくださいということではなくて、町としてもせつかくの財産ということもございますけれども、これは共通していますが、スキー場経営だけをお願いしたいということに対しては、いずれの会社の方も、申し訳ないけれどもスキー場だけの経営では成り立たないとは言わないけれども、極めて厳しい状況に置かれると言います。従って、町が独自に支援をするとか、そのような付帯条件が無ければスキー場だけの経営というのはとても厳しい。

そのような中から、おそらく従業員の通年雇用とか、ゴルフとスキーを連携させた商品の販売とか、そのような意味でいろいろお考えになった、その上での話だとは思っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） そうしますと、これからの交渉の経過の中で、まだ話はどうなるかわからないということですね。

私は、確かにスキー場とゴルフ場をセットで売るということは、買う方とすれば1つの今後の戦略になるかもしれないけれども、我々とすれば、スキー場の売却を目指すということが本来の考え方であって、なるべくゴルフ場は町の財産で運営していく方が、今後にとっては良いのではないかと感じるわけですが、その辺を基本に考えていくことはいかがかと思いますが、お聞かせください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それも1つの考え方だと思っていますけれども、基本的にスキー場問題というのは大きな山を3回くらい乗り越えて今日の姿があるわけですが、私は最後のチャンスは今迎えていると感じております。その中で、あくまでゴルフ場は別でスキー場だけでやってください。それが駄目ならスキー場を諦めましょうというのは、それは少し策の無い考え方だと思います。

せっかく、もう1つセットでやりたいというところがあるなら、そういう形でのゴルフ場とスキー場の存続ということも1つの選択肢として考えていくべきではないかということと、もう1つは、ゴルフ場とスキー場は起債のような公的な借入金をもって建設してきたものとはニュアンスが違います。温泉やテニスコートやキャンプ場は住民の福祉の向上であり、体力の向上であり、都市との交流でありということで建設をしてきた大義名分があるわけですが、今申し上げた話題のゴルフ場とスキー場は、地域開発公団が経営していたものを撤退していくと同時に私どもで引き受けたという物件でございます。そういう意味でも、その2つをセットで考えていくのも1つの方向だろうと思っています。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

よって、議案第 36 号 平成 30 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 5、議案第 37 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 37 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは議案第 37 号、平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書の 4 ページをご覧くださいと思います。

補正前の予算額は 1,071 万 7,000 円。補正予算額は 620 万 4,000 円の増額で、補正後の予算額は 1,692 万 1,000 円でございます。

補正内容でございますが、歳入につきましては一般会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、本年 4 月 1 日以降、いづなりリゾートスキー場を町が直営で運営することになりましたので、4 月からの電気料として 455 万円、E S P 業務委託料として 73 万 5,000 円、不動産鑑定評価業務委託料として 54 万円でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。ご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。青山議員。

○10番（青山弘） 10番、青山弘です。37号の上段の主な補正内容の2番の歳出についてでありますけれども、スキー場関連電気料455万円となっておりますけれども、先ほどの町長のお話ですと、7月頃には正式に契約して、10月頃に全て終了ということになっておるわけですが、この金額というのはいつまでの部分なのかという質問でございます。

契約が決まった後も、そのお金が必要なのかどうかということも併せて質問させていただきたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。まず、電気料の455万円でございますが、これにつきましてはリフトやプラザオーロラ等の4月から10月までの7カ月分の電気料でございます。一月当たり65万円で積算をしております。

これにつきましては、オフシーズンはリフトやナイター照明等は使用しませんが、基本料金等で一月当たり例年65万円程度掛かっているということで、65万円の7カ月分で予算を計上させていただいております。

また、7カ月分の電気料について、なぜ、この額を支払うことになるのかということでございますが、先ほど町長のあいさつにもあったとおり、町は7月頃にスキー場の売却契約を締結できるように準備を進めているところでございますが、しかし7月に契約を締結いたしましても、スキー場の引き渡しにつきましては、これからスキー場のナイター設備の修繕工事、スノーマシンの配管修繕工事等々を行いまして、その竣工後にスキー場の引き渡しの契約を締結していきたいと考えております。

従って、引き渡し時期は、11月以降になります。よって、4月から10月までの7カ月分の

電気料等を補正予算で計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。参考までに数字をお伺いします。

4月から10月、つまり、スキー場が稼働されていない時期に455万円の実費を請求されていますが、稼働されている月の総額はどのくらいか参考までに数字をお願いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 申し訳ございません。稼働時期の電気料でございますが、非常に高額になるという話は聞いておりますが、トップシーズンの頃の電気料がどの程度になるのかという金額は、今、正確な数字は持ち合わせておりませんので、また後でご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 後というのは、いつのことを申し上げているのでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 実は、私もその金額についてスキー場に問い合わせをしたわけですが、連絡が取れなくて、トップシーズンの金額というものの正確な数字が分からないわけですが、これから連絡してもよろしいでしょうか。

○議長（清水満） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時50分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 時間をいただき申し訳ございませんでした。

電気料につきましては、合同会社の決算書を見ますと、1年間の光熱水費、電気料と水道料

等々で約 1,400 万円でございます。そのうち、年間の電気料が約 1,300 万円ですので、リフトが稼働しない 4 月から 11 月までの 8 カ月分を 65 万円程で計算いたしますと、オフシーズンの電気料が約 500 万円ということになります。残りの 800 万円がリフトの稼働期の電気料、約 4 カ月分の電気料ということになりますので、スキーシーズンの電気料は一月当たり 200 万円という計算になります。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） 今、私が質問した件ですが、売買契約の時に先方から質問は無かったですか。年間どのくらい電気料が使われていますかという質問は無かったですでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） スキー場に興味を持っている業者の方は、当然のことですけれどもスキー場の決算状況については非常に関心を持たれておりますので、興味を持っている企業に情報を公開しているところでございます。以上です。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） 私が聞きしているのは、どう答弁したかではなくて、質問は無かったかとお聞きしています。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 収支の状況がどうなっているのかという質問がございましたので、電気料も含めて公開をしております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） 業務委託料についてお伺いします。この算定根拠ですが、消費税を 5 パーセントで計算していませんか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。業務委託料については、消費税は8パーセントで計算しております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） それではお伺いいたします。月いくら払う予定ですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今回補正予算で計上している委託料の関係につきまして詳細を説明させていただきます。

まず1点が、中部電気保安協会への保守管理の業務委託料で、4月から10月までの7カ月分で18万2,000円を計上しております。他の業務委託料として、不動産鑑定で54万円を計上してございます。あともう1点が、先ほど提案説明書でも説明いたしましたが、ESP業務サービスにつきまして、これも7カ月分ということで73万5,000円の予算計上をしているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 私が伺っているのは、7カ月分ではなくて、一月いくらお支払いする予定なのかをお聞きしているのですが、つまり先方は一銭も無いわけですから月々欲しいのではないかと思います。7カ月分を一遍に支払うのか、そうであるならばいつなのか。月々払うのではないかとってお聞きしたわけですがどうですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員、これは町の予算で計上してやろうとしているわけです。町が委託料を払う。だから、町がお金無くて払えないということは、どういうご質問なのかお伺いしたいところです。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） もらう方の管理委託される側、受託する側が月々欲しいであろうというこ



とで毎月いくらなのかをお聞きしたところで、そうではなく一括で払うならばいつの予定なのかとお聞きしているわけです。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは中部電気保安協会なり、毎月請求が来て、町がお支払いをするという事です。これは、合同会社に補助金として出していくお金ではないです。普通の公共料金と同じように、それぞれ請求をいただいて、それぞれ毎月なり、または3カ月の契約になっていけば3カ月に1度、お支払いをするということです。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 私がお聞きしているのは、委託された側に月々払うのでしょうかとお聞きしているの、月々払うならおいくらですかとお聞きしているわけです。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、月々支払うものにつきましては、中部電気保安協会については、一月当たり26,000円で予算を計上してございます。

また、ESP業務サービスの委託料につきましては、一月当たり10万5,000円で予算計上してございます。これも月々お支払いする形になります。以上でございます。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川でございます。もう少し詳しく説明願いたいわけですが、このESP業務委託料の73万5,000円について、ESP事業の詳しい説明と、収益いくらに対しての業務委託料73万5,000円ということなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。ESP業務でございますが、これにつきましては、新電力の電気業者がエネルギー関連業務を一括して請負う事業でございます。内容とす

ると、エネルギーの利用状況の継続的な監視と分析を基本とするエネルギーマネジメントの手法を活用して、エネルギーコストの削減や経営管理に資する多様なサービスや方策を提供するというものがございます。

町は、このESP業務でございますが、エネリンクという業者に委託をしまして、新電力の事業者とのマネジメント業務を委託しているところでございます。ちなみに、このスキー場関連で契約している新電力の事業者はエネットと丸紅新電力でございます。

町は、新電力を検討する際に、新電力の電気料とESPの業務サービスをセットにした提案を受けて、ESPの委託料と新電力の電気料を合わせても従来の電気料よりも減額できることから、新電力事業者と契約をしているところでございます。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 先ほどから私がお質問している73万5,000円の業務委託料、私の思い込みと勘違いだったと思いますが、今の業者の名前を2つお聞きしているとどうも違うということなので、大変申し訳ございません。改めて質問を変えてお伺いします。

指定管理を今までできて、4月からその場所を管理するというので、合同会社には委託されていないのでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。以前、議会にも説明をいたしました。4月以降、指定管理は外れておりますが、実質的には今現在も合同会社に施設の維持をお願いしているところでございます。

基本的には、施設の維持・修繕をしていただいておりますので、その修繕費用ということで町としては支払っていきたくて考えておまして、現在、その金額につきましては、合同会社から見積りの提出を依頼しているところです。どの程度これから施設の維持・修繕のために費用が掛かるのかという金額が出ておりませんので、今、合同会社にいくら支払うのかといった金額は具体的には言えませんが、維持・修繕という形で合同会社から見積りを徴取している状

況でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。今の土屋産業観光課長の答弁によると、今後も特別会計の歳出が見込まれるというような受け止め方をしたわけですがけれども、質問したいことは、今の案件以外にも、特別災害等が発生すれば全く別問題ですがけれども、そうでなければ今後、どのくらいの歳出が認められるのか、認められないのか。もし、認められるとすれば、その金額はどのくらいを想定しているか。

もう1つは、これとは直接関係ないですがけれども、一般会計にリフトの索道修繕700万円が計上されておりますけれども、これについて、いわゆる平成30年度に修繕をしていくという考え方で良いのかどうか、再確認をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） まず、合同会社にこれからお願いをしていく金額につきましては、先ほど荒川議員からもお話があった当初予算で索道の維持補修費ということで700万円をお認めいただいておりますので、この予算の範囲内で合同会社に補修費を支出していきたいと考えています。

今後、スキー場関係でこういった予算が考えられるのかといったところでございますが、これにつきましては、町から議会に説明しているとおり、無駄な投資にならないようスキー場の譲渡がほぼ確実になった時点で人工降雪機のゲレンデの配管修繕、ナイター照明の復旧工事を予算計上させていただくという説明をさせていただきました。基本的にゲレンデの配管修繕工事で概ね1,400万円程、ナイター照明の復旧工事で2,200万円程、概算の見積りでございますが掛かるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄ですが、このスキー場事業の関係と併せて先ほどの町長の開会のあいさつと一緒に質問したいと思っておりますが、長年の懸案事項の解決を図っていくと

いう点で非常に進展してきているということで、大事なことだと思いますが、正式契約は7月を予定していると言われていています。この間の説明ですと、13社とあたって2社が残っていて、これから交渉していくと話していました。ですから、この7月契約を目指すという点では、相手が絞り込まれているのかどうか、その辺の説明をお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 公共団体が持っている財産を処分するには、金額や面積によりますけれども、今回の場合は議会の議決を得なければならない。欲しいという人には公平に買っていただくチャンスを申し上げなければならないという点。これが民民の話であれば、昨日にでも売っています。

しかも、一定の資格を持った人が、この程度の価格ならよろしいのではないかという、公募するための一定の金額を設定しなければならないという、このような動作を踏まえて、そして一定の公募の期間をおいて、そして公募で出てきた人たちの中身を検討させていただいて、このような事情でAという業者と契約をしたいということで議会にお諮りをするということです。楽に1カ月半くらい掛かって7月の頭で契約できれば、トントン拍子だと思っております。これから、2社になるのか3社になるのか、蓋を開けてみれば1社にしかならないかは公募の結果次第です。

もう1つはお願いしたいわけですが、最後ご破算になるような状況も考えられるような中で、課長が申し上げたスノーマシンの配管の整備とかナイター照明の工事という、私も決して裕福な家で育ったわけではないので、買いたいという人のお金が入ってきたことが確認できた時点で、その次の工事に入っていきたいという思いなもので7月の頭頃には契約をしないとお金が入ってこないわけです。お金が入ってきた時点で工事をやらせてもらえば、10月一杯くらいには工事が完了して、物件としてお渡しできるのではないかと考えています。

このようなスケジュールで考えておりますので、いよいよ最後のチャンスだと思っておりますので、慎重にはもちろん対応していきたいし、議会にも報告を密にしていきたいと思っております。

すので、是非、良いご指導をいただきたいと思っています。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） いろいろ条件もあったり、相手の希望もあるという中で、ゴルフ場の中に井戸があったと思いますが、町の権利ということで100万円で貸していましたが、あのようなものもどのように扱うかも含めて、良く考えなくてはいけないことになると思います。その辺も含んでいただきたいと思います。

それと、これは町民にとっても非常に大きな関心事だと町長も言われていますが、十分な説明をすると言われていいますので、今、町民の皆さんはこの段階で13社もあたって駄目な時に、そういう業者が現れて願っても無いことだと感じているわけです。町民の皆さんも、どの程度進んでどういう会社なのかということも知りたがっている面もあります。ですから、十分に説明するというのも、今聞いた中では行政としての対応もありますけれども、町民とすればしっかりとした販売先を見つけてもらって、しっかり販売してもらうということに最も関心を持っているわけです。その辺も含めて、十分に説明するということに対してはどのような考えを持っていますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まずは、スキー場への直接的な関わりを持っている皆さん方には、話をし  
て良い時点に来た時には優先的にお話を申し上げるべきだと思っています。

あと、全町的な意味での説明というのは、私がかねてから町が直接経営するところから離れて民間の資本で、民間の力で運営していってもらうという形の存続というのは、元々その方向というのがみんな一番ベターではないかと望んでいた方向で、今回持って行けそうだという話ですので、何が何でも住民全体に話をし、理解をしてもらわなければ進めるわけにはいかないという問題ではなくて、これからどんなふうにするか、スキー場やその周辺のものについて展開して  
いってくれる余地があるとか、地域住民の関わり合いはどうするか、そのようなことについて、一定の会社からの提案みたいなものも含めながら、住民の皆さんにご説明をしていくのが

一番良いのではないかと考えています。繰り返しになりますけれども、当面、別荘地の関係の皆さん、ペンションの関係の皆さん、またそこへ出入りの取引のある皆さん、上村の皆さん等々、直接的な関係があると思われる皆さんに優先的に話をしていきたいと考えています。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

よって、議案第 37 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 6、議案第 38 号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 38 号）

○総務課長（原章胤） 議案第 38 号、損害賠償の額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。平成 30 年 4 月 27 日提出、飯綱町長、

峯村勝盛。

裏面でございますが、事故の発生年月日でございます。平成 30 年 3 月 1 日午前 11 時頃でございます。事故発生場所でございますが、飯綱町大字川上字霊仙寺山 2755 番地 2481、からまつの丘別荘地でございます。相手方でございますが、住所、飯綱町大字川上字霊仙寺山 2755 番地 2481、氏名は中川伸生様でございます。

事故の概要でございますが、町の委託を受けましてロータリー除雪車で除雪作業をしておりましたところ、操作を誤りまして、ナイロンカーテン付車庫に駐車してありました中川様の車に氷混じりの雪がかかり、車を傷めたという車両破損事故でございます。

損害賠償の額は、41 万 3,133 円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

従って、議案第 38 号 損害賠償の額の確定については、原案のとおり可決されました。

## ◎町長あいさつ

○議長（清水満） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ただいまご提案申し上げました全ての案件につきまして、原案どおりのご決定を賜り、誠にありがとうございました。

スキー場問題については、大変に議会でも強い関心を持たれている事項でもありますが、再三申し上げておりますが、もう2度と来ないような今年への対応、将来的に正しい選択をしたというような方向に是非持っていきたいと思っております。

議会の深いご理解をいただいで進めたいと思っておりますが、実は今日も強い意向がある人が現場を見にきているという連絡も受けておりますが、このようなお話がございました。

会社の社長として、細かくスキー場経営を分析させていただくと、ここへ来て利益を出そうというのは極めて無理だという計算結果しか出てこない。それでも、ここへ進出して何とかしたいというのは、新しい時代の中で、あまり大きな自治体ではない、ある程度コンパクトな自治体と一緒にした観光開発的なものを、これからどのような進め方をすれば良いのか。あまり自分の会社の歴史の中でも例が無いことなので、是非、地域住民と一緒にできればうれしいという話と、合同会社、またはオーガニックさんと一緒に連携した会社経営ができないものかという話もございました。

私は、本当にそういう意味では、極めて慎重に対応していくというのは大前提で取り組んでいきますけれども、いろいろな交渉の判断なども含めながら、是非、本来求めた民間の力による民間の経営によるスキー場、ゴルフ場については、そういう経営に移行していくのが良いのではないかと考えておりますので、一層のご協力をいただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

---

## ◎閉議及び閉会の宣告



○議長（清水満） 以上をもちまして、平成30年第1回飯綱町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午前11時22分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

7 番

8 番

9 番